

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

西条市カブトガニ天国再生計画（第二期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

西条市

3. 地域再生計画の区域

西条市の全域

4. 地域再生計画の目標

平成 16 年 11 月 1 日に愛媛県東予地域 2 市 2 町が合併して誕生した西条市は、愛媛県の北東部に位置し、北は瀬戸内海の隠灘に面し、東は新居浜市、西は今治市、東温市と隣接し、南は西日本最高峰の石鎚山を背に受ける市域面積約 509 平方キロメートル、人口約 114,600 人の都市である。

西条市の沿岸、とりわけ東予地区、丹原地区の河川が注ぐ瀬戸内海隠灘の海岸は、自然に恵まれ、かつては「カブトガニ天国」とよばれるほどのカブトガニが生息し、昭和 24 年、カブトガニの繁殖地として県の天然記念物にも指定された。しかしながら、高度経済成長に伴う海岸の埋め立てや海水の汚染などの影響により、現在ではほぼ絶滅寸前の状態にある。

さいわい東予地区沿岸の河原津海岸は、「水質には問題なく、放流すれば復活する可能性は高い。」と大学研究者等が期待する海岸であり、幼生放流、海岸清掃、カブトガニふれあい教室の開催など、四国カブトガニを守る会、市民、学校、行政が一体となって保護活動に取り組んでいる。特に、平成 6 年度から毎年 6,000～10,000 匹の幼生（1 齢）の放流を開始し、平成 13 年 8 月には、成長した幼生（6 齢）1 匹を初めて発見することが出来た。さらに、平成 16 年秋には、幼生（5～7 齢）90 匹を放流した。平成 17 年度からは、カブトガニ天国再生計画の認定を受け、目標に向かって再生計画を推進してきたことにより、カブトガニ幼生の発見個体数については、平成 17 年度 7 匹（5～9 齢）、平成 19 年度 1 匹（10 齢）、平成 20 年度 4 匹（6～7 齢）、平成 21 年度 3 匹（5～8 齢）と、増加は確認できないものの成長した幼生が継続して発見されるようになっている。また、汚水処理人口は着実に増加し、海岸清掃参加者数についても、平成 16 年度には約 200 名であったが平成 20 年度には 380 名に増加するなど自然環境保護意識の向上に大きな成果をあげている。

「カブトガニが住めないところには、他の生物も住むことができない。カブトガニを守ることは、魚や貝などの漁場や自然環境を守ることであり、私たち人間を守ることにつながる。」の理念のもと、引き続き、市民、行政等が一体となり、カブトガニの保護活動、自然環境の保全活動を継続的に実施していくことが重要である。

現在、西条市では、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」をスローガンとして各種の施策を進めている。とりわけ、水環境の整備保全は喫緊の課題としてとらえ、公共下水道、浄化槽など生活排水対策の面から積極的に取り組んでいる。

汚水処理施設の整備は、昭和 49 年度から西条処理区公共下水道事業、昭和 58 年度から東予・丹原処理区公共下水道事業、昭和 61 年度から神戸地区農業集落排水事業（旧西条市）と飯岡中部地域し尿処理施設整備事業（旧西条市）、平成 2 年度から小型合併浄化槽設置整備事業を展開しているが、平成 20 年度末の汚水処理人口普及率は、約 65.6%と全国平均 84.8%に比べて、極

めて低率であり、早急な改善が望まれている。

また、公共下水道の整備は、西条処理区と東予・丹原処理区の2処理区において整備中であるが、その普及率は平成20年度末で西条処理区で73.3%、東予・丹原処理区で25.7%と大きな差が生じており、カブトガニ生息地の上流に位置する東予・丹原処理区の普及率向上が喫緊の課題である。

このため、汚水処理施設の整備を進め、一層の汚水処理人口の増加を図り、自然と調和した良好な住環境の実現に努め、カブトガニの保護、定着活動を推進することにより、地域内外の自然環境保全意識の定着・拡大と、カブトガニと自然の中で触れあうことができる海岸(カブトガニ天国)を持つまちの再生を目指す。

(目標)

- ① カブトガニ幼生の発見個体数の増加
(発見個体数を4匹〔平成20年度〕から10匹〔平成26年度〕に増加)
- ② 汚水処理施設の整備の促進
(汚水処理人口普及率を65.6%〔平成20年度末〕から73.0%〔平成26年度末〕に向上)
- ③ 自然環境の保全意識の向上
(海岸清掃参加者数を年間380名〔平成20年度〕から年間600名〔平成26年度〕に増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本市の生活排水処理については、地形的な面も考慮しつつ、家屋の集中がみられ、今後の開発も見込まれる地区については、整備効率がよく、整備効果の発現の確実な公共下水道による集合処理方式とする。また、家屋が散在し人口集中の希薄な市街地周辺などでは、処理性能が確実でコストも低廉な合併処理浄化槽による個別処理方式を採用する。このように、公共下水道と合併処理浄化槽を効率的に組み合わせ同時に整備を進めることにより、短時間に少ない事業費で市全体の汚水処理人口普及率を向上させることが可能となる。

なお、公共下水道の支援措置にかかる必要な手続きとして、東予・丹原処理区は、下水道法第4条に定める事業計画の認可を、当初、昭和58年6月3日に取得し、その後4回の区域拡大変更を行い、現在の事業計画は、計画区域515.4ha、計画人口13,900人、計画事業期間を平成24年度までとし、事業に取り組んでいる。平成25年度以降についても、区域を拡大し、計画事業期間を延伸し、事業を継続する予定である。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道……平成15年9月16日に事業認可

【事業主体】

・西条市

【施設の種類】

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

・公共下水道 西条市 東予・丹原処理区

・浄化槽(個人設置型) 西条市全域(ただし、公共下水道認可区域、農業集落排水事業、

地域し尿処理事業の集合処理区域を除く)

【事業期間】

- ・公共下水道 平成 22 年度～平成 24 年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成 22 年度～平成 26 年度

【整備量】

- ・公共下水道 交付金対象事業 φ 200～450 mm 7,800m
処理場 1カ所
単独事業 φ 200 mm 1,800m
- ・浄化槽(個人設置型) 交付金対象事業 1,300 基
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。
公共下水道 東予・丹原処理区で 9 0 0 人、浄化槽(個人設置型) 4,335 人

【事業費】

- ・公共下水道 交付金対象事業費 1,527,000 千円 (うち交付金 784,650 千円)
単 独 事 業 費 114,000 千円
- ・浄化槽 (個人設置型) 交付金対象事業費 469,870 千円 (うち交付金 156,623 千円)
- 合 計 交付金対象事業費 1,996,870 千円 (うち交付金 941,273 千円)
単 独 事 業 費 114,000 千円

5-3 その他の事業

西条市立東予郷土館を中心として、下記の保護活動を継続して実施する。

(1) 幼生放流

平成 6 年から毎年、6,000～10,000 匹の 1 齢幼生(注)を、また、平成 16 年には 5～7 齢幼生を 90 匹放流しており、平成 17 年度以降は、飼育ボランティアから提供を受けた 2 齢以上の成長した幼生の放流もあわせて実施している。

(注)カブトガニは脱皮した回数で何齢と表現する。脱皮毎に約 1.3 倍大きくなる。

(2) カブトガニフェスティバル

平成 7 年から毎年、カブトガニや環境について学習する機会として、講演会、ディスカッションを実施している。

(3) 公開飼育

平成元年から東予郷土館ロビーにてカブトガニを飼育し、多数の見学者が訪れている。

(4) カブトガニふれあい教室

小学校や幼稚園をカブトガニとともに訪問し、カブトガニを間近で見たり、触れたりする機会を作っている。

(5) カブトガニ探検隊

平成 11 年から毎年、河原津海岸で幼生を捜しながら、専門家の説明のもと干潟の生物を観察する探検隊事業を実施している。毎年 250～300 名の参加がある。

(6) カブトガニと仲良くなる

平成 10 年から毎年、文化祭や産業文化フェスティバルの会場にカブトガニのふれあいコーナーを設置してカブトガニに触れたり観察する機会を設け、併せてカブトガニクイズを実施したり、カブトガニのぬり絵、ペーパークラフトの配布等も実施している。

(7) 幼生飼育ボランティア

平成 11 年から「カブトガニに関心を持ってもらうこと」、「少し大きく育てて放流成果を

高めること」を目的として、家庭での幼生飼育をお願いしている。現在、70箇所で行っている。

(8) 海岸清掃

カブトガニが住めるきれいな海づくりのため、幼生放流、カブトガニ探検隊の実施時に参加者全員が海岸清掃を実施している。

(9) 啓発活動

カブトガニ保護についてのパンフレット、資料等を各所に配布している。

(10) 四国カブトガニを守る会との連携

カブトガニのイメージキャラクター「カブちゃん」の着ぐるみを、平成21年度に製作した「四国カブトガニを守る会」と連携して各種事業を実施している。

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時、4に示す数値目標に照らし状況を照査、平成26年度末に西条市下水道工務課が評価し、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし